

お申込みに際しての確認事項

1.紹介手続き

- 1) 申込者は、本契約の有効期間中、安定法第5条の3第2項に従い、求人票を書面または電子メール等にて通知することにより、求人のお申込みをするものとします。
- 2) 明示した労働条件の内容に変更、特定、削除、追加（以下「変更等」という）が生じた場合は、速やかに書面交付等の方法により通知ください。
- 3) 虚偽の条件、法令に違反する条件および通常の労働条件と比して著しく不適当な条件を含む労働条件を明示して、求人のお申込をしてはならないこととします。

2.採用選考について

- 1) 申込者に対し、所定の推薦状を書面または電子メール等にて通知することにより、株式会社ジップの登録求職者（以下「登録求職者」という）を紹介するものとします。
- 2) 申込者は登録求職者を自ら選考のうえ適切と認めた場合には、申込者の責任において、当該登録求職者と労働契約を締結するものとします。

3.差別的取り扱いの禁止

- 1) 申込者は、株式会社ジップが紹介した登録求職者を、性別、年齢、その他属性により差別的に取り扱わないものとします。

4.登録求職者の併願について

- 1) 申込者は、紹介した登録求職者が他企業に応募する場合があることを確認するものとします。

5.個人情報の取扱い

- 1) 申込者は、紹介した登録求職者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、採用目的以外に使用しないこととします。

6.機密情報

- 1) 株式会社ジップは、申込者から人材紹介（有料職業紹介）の依頼があった事実のほか、業務を行うため受領した情報を機密として保持し、申込者に事前の同意なく第三者（登録求職者を除く）に開示いたしません。
- 2) 但し、以下の情報は、かかる機密保持義務の対象外とします。
 - ① 開示時に既に公知となっている情報
 - ② 開示後に乙の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - ③ 開示後に乙が第三者より守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ④ 開示後に乙が独自に開発または考案した情報

7.求人条件等の情報開示・公開

- 1) 申込者は、事前に開示・公開を希望しない旨を事前に指定した場合を除いて、提示した条件および一般公開されている企業情報等を、候補者募集の利用目的で運営・利用するインターネットWebサイト等において開示・公開することを同意するものとします。
- 2) 株式会社ジップは、業務提携関係にある有料職業紹介事業者に対し、求人票や会社案内等、申込者より入手した情報を開示・公開する場合があるものとし、当該有料職業紹介事業者が同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとします。

8.紹介手数料

- 1) 採用し入職に至った場合、紹介手数料として、人材（以下「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の35%（税別）を支払うものとする
※ 理論年収＝（月額固定給＋固定残業代）×12
＋同職務同年齢者の前年実績賞与支給額
※月額固定給（交通費は除く）
＝基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他定期的に毎月支給される手当
- 2) 被採用者が自己都合により入社後6ヶ月未満に甲を退職した場合、退社時期に応じて、受領した紹介手数料を下記の表に従い返還するものとします。

退社時期	返還する紹介手数料
入社から1ヶ月未満	80%
入社から3ヶ月未満	50%
入社から6ヶ月未満	10%

※被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されません。

被採用者が、採用日以前に派遣等の形態で、申込者において職務遂行経験があった場合であっても、上記報酬返還は適用されません。

9.不可抗力

- 1) 天災地変、経済の景況その他やむを得ない事由により、株式会社ジップが本契約に定める事項を実施できない事態が発生した場合は申込者に直ちに通知するものとします。
- 2) 株式会社ジップはこれにより発生した申込者の損害等について、一切の責任を負わないものとします。